

# 小樽市宿泊税システム整備費 補助金



小樽市宿泊税の特別徴収義務者となる宿泊事業者に対し、小樽市宿泊税の導入に伴って発生するレジシステムの改修等に係る費用の一部を補助します。

- 小樽市宿泊税…小樽市宿泊税条例(令和6年条例第40号)に基づき、ホテルや旅館、民泊などに宿泊する際に、宿泊者に対して課税される税です。

補助金の交付対象者となる「宿泊事業者」の主な要件は次のとおりです。

- ・市内の宿泊施設で事業を営んでいること。
- ・市税等を滞納している者でないこと。
- ・会社更生法、民事再生法等に基づく再生または更生手続きを行っている者でないこと。
- ・暴力団等との関係を有していないこと。
- ・申請資格に関する誓約書(様式第2号)に掲げる誓約事項に同意する者であること。

●宿泊事業者とは…以下のいずれかに該当する事業者

- (1)旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業を営む者
- (2)住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項の届出をして同法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業を営む者

## 対象事業者

## 申請受付期間

令和7年(2025年)8月22日(金)～12月26日(金) ※当日消印有効

## 補助対象経費

小樽市宿泊税導入に伴って発生する既存のレジシステムの改修又は新たなレジシステムの構築並びにハードウェア及びソフトウェアの購入等に係る経費

## 補助対象例

- ※小樽市宿泊税導入に係る経費に限る
- ・レジシステムの改修又は構築に係る経費
- ・ソフトウェアの購入に係る経費
- ・PC、タブレット、ディスプレイの購入に係る経費
- ・プリンター、スキャナー及びそれらの複合機器の購入に係る経費
- ・POSレジ、モバイルPOSレジの改修又は導入に係る経費
- ※交付決定前の購入等により要した経費は補助対象外です。

## 補助率及び補助限度額

補助率

2分の1

1宿泊施設当たりの補助限度額

50万円

## 補助事業実施期間

**交付決定の通知後～令和8年(2026年)2月20日(金)※必着**  
※補助事業の完了の日もしくは廃止等の承認を受けた日から**30日以内又は令和8年(2026年)2月20日(金)までのうち、いずれか早い日**までに実績報告書等を提出**※必着**  
※補助事業とは、本事業において対象事業者が申請内容に基づき行う行為(システム改修等)を指します。

## 申請方法

郵送申請 ※申請書類等は小樽市公式ホームページ又は専用ホームページよりダウンロードしてください。

## 留意点

- ・1宿泊施設1申請となります。宿泊施設毎に申請を行ってください。
- ・交付決定前の購入等により要した経費は補助対象外です。



## ■申請に必要な書類 ※1宿泊施設1申請となります。宿泊施設毎に申請を行ってください。

申請には以下の書類が必要となりますが、追加で書類の提出をお願いする場合があります。  
提出書類の詳細については、申請の手引きまたは専用ホームページをご確認ください。

申請に必要な書類
補助金交付申請書(様式第1号)
旅館業法営業許可証の写し(旅館・ホテル、簡易宿所を営む者)
住宅宿泊事業法第13条の標識の写し(住宅宿泊事業を営む者)
市税等を滞納しているものでないことを確認できる書類
費用の金額等が確認できるもの(見積書の写し、カタログ等)
設置予定場所が確認できるもの(図面または写真)※物品購入の場合
申請資格に関する誓約書(様式第2号)

### 送付先

〒060-8791

小樽市(北海道) 宿泊税  
システム整備費補助事業  
補助金事務局

- ・住所の記載は不要です。
- ・簡易書留や一般書留、レターパックプラス(ご自身で郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受取確認がされるもの)で郵送してください。
- ・料金不足のものについては、受付できませんので返却となります。
- ・北海道が実施する同種の補助金と併せて申請することが可能です。その際は、宛先を上記のとおり併記願います。

## ■補助金交付までの流れ



## ■Q&A より詳細なQ&Aは専用ホームページ又は「申請の手引き」をご覧ください。

### Q. 「申請の手引き」はどこで入手できますか？

A. 申請書類や申請の手引きは小樽市公式ホームページ又は専用ホームページからダウンロード可能です。お問い合わせのURLまたは二次元コードよりアクセスしてください。  
インターネット環境が無い等、ダウンロードができない場合は郵送対応も行っていますので、事務局(011-500-9565)までお問い合わせください。

### Q. 宿泊税導入に伴ってどのような対応が必要かわからない。

A. 宿泊税の導入サポートのスタッフもおりますので、宿泊税導入に伴って必要な対応の相談や補助金の申請方法等については、事務局(011-500-9565)までお問い合わせください。

お問い合わせ

小樽市(北海道) 宿泊税システム整備費補助事業 補助金事務局

■受付時間 平日9:00~17:00(土日祝日、年末年始を除く) ■期間 2026年2月27日(金)まで

TEL:011-500-9565 <https://otaru-stay-system.jp/>

